

## 研究会研究成果物公開ガイドライン

### (目的)

第 1 条 本ガイドラインは、一般社団法人大学英語教育学会（以下、「本学会」という。）に設置された各研究会の研究成果を本学会として広く情報発信していくことを目的として、研究成果物の公開に向けた立案、計画、手続きの方法を定めるものである。

### (定義)

第 2 条 研究成果物とは販売の有無、媒体を問わず、書籍・雑誌・DVD・CD・ウェブサイトなど本学会の名称を使用して公となりうるもの全てを指す。

### (研究成果物の著作権)

第 3 条 研究会が発行する研究成果物の著作権は、当該成果物の編者および著者に帰属する。

### (公開計画)

第 4 条 研究会で研究成果物を公開する際は、販売や印税の発生の有無にかかわらず、研究会会員の半数以上の合意に基づいて公開計画を立案する。

### (研究成果物が販売されないものである場合の手続き)

第 5 条 研究会は、次年度活動計画書の所定の欄に必要事項を記入し、研究成果物の公開予定を事務局に提出する。予定通り公開された場合は当該年度の研究会活動報告書の所定の欄に必要事項を記入した上で事務局に提出する。

### (研究成果物が販売される場合の手続き)

第 6 条 研究成果物が販売される場合には、次のとおり行う。

- (1) 印税等の発生の有無にかかわらず、研究会は「研究成果物公開計画書」(別紙 1) に必要事項を記入して事務局に提出する。
- (2) 特定の業者に偏らないように配慮し、業者の選定根拠および最終決定に至るまでの経緯を明確にした上で必要事項を「業者選定書」(別紙 2) 記入し事務局に提出する。
- (3) 上記二つの書類を持って理事会の承認を得る。

### (研究成果物に印税が発生する場合)

第 7 条 研究成果物に印税が生じる場合は、業者より支払われる印税額の 5 割を本学会、残り 5 割を当該成果物の編者および著者が受領する。

### (研究成果物に印税が発生する場合の覚書の締結)

第 8 条 研究成果物に印税が発生する場合には、本学会と当該成果物の編者および著者との間で、第 3 条および第 7 条に関して「JACET 成果物の印税等に関する覚書」(別紙 3) を締結する。

2. 当該成果物の編者および著者代表者は、前項の別紙 3 に必要事項を記入し、署名捺印をした文書

- 2 通を作成し、本部事務局に提出する。その後、会長が署名捺印をし、両者で各 1 通を保有する。
3. 再版の場合も同様に「覚書」(別紙 4)を作成する。

(研究成果物に印税が発生する場合の契約書の締結)

第 9 条 成果物が販売され印税が生じる場合には、業者、当該出版物の編著者および本学会の 3 者で「研究成果物公開契約書」を締結する。

2. 編著者は業者に「研究成果物公開契約書」の作成を依頼し、業者および当該研究成果物編著者が署名捺印をした「研究成果物公開契約書」3 通を JACET 事務局に提出する。その後、会長が署名捺印し、3 者で各 1 通を保有する。

3. 研究成果物公開契約書には、本学会および編著者全員の印税の受領割合を明記する。

(研究成果物の提出)

第 10 条 研究会は発行したすべての研究成果物を JACET 事務局に 1 部提出する。

(研究成果物の公表)

第 11 条 本ガイドラインに基づいて公開される研究成果物に関しては著書名(作成者)、公表年、書名(タイトル)、業者、URL 等の情報を JACET のウェブサイト上において公表するものとする。

(研究会研究成果物の遵守事項)

第 12 条 研究会が公開する研究成果物の「表紙」「扉」「奥付」等には、「JACET〇〇研究会編」(英語の場合「JACET SIG on 〇〇」)と明記するが、編者及び著者等の個人名を加えてもよいものとする。

記載例①: JACET〇〇〇研究会(個人名 A・個人名 B・個人名 C 他)編

記載例②: 個人名 A・個人名 B・個人名 C (JACET〇〇〇研究会)編

(その他)

第 13 条 本ガイドラインの規定に当てはまらないものについては、研究促進委員会において審議を行い、理事会の承認を経てその手続きを決定する。

(改廃)

第 14 条 本ガイドラインの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則:

本ガイドラインは平成 26(2014)年 3 月 23 日から施行する。

別紙 1: 研究成果物公開計画書

別紙 2: 業者選定報告書

別紙 3: JACET 成果物の印税等に関する覚書

別紙 4: JACET 成果物の印税等に関する覚書(再版)

<研究会 研究成果物公開のための手続き>

